

第3回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日 時 平成 25 年 5 月 30 日（木）午後 16 時から午後 17 時半まで
- 場 所 川崎市 高津区役所 第 1、第 2 会議室
- 参加者 名和田委員長、谷本副委員長、小倉委員、恒川委員、松本委員、横山委員
（以上、川崎市自治推進委員会委員）
- 阿部市長
瀧崎総合企画局長
袖山部長、長澤担当課長、鴻巣担当係長、佐藤職員、両角職員
（以上、総合企画局自治政策部）
- 対馬担当課長
（以上、総合企画局都市経営部企画調整課）
- 豊村課長、平井係長
（以上、市民・こども局市民生活部市民協働推進課）
- 傍聴人 5 人
- 次 第 1 第 2 回川崎市自治推進委員会の議事の確認
（参考資料 1-1、1-2、参考資料 2）
- 2 委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その 2〕
- （1）参加に関する取組について（資料 1）
- （2）協働に関する取組について（資料 2）
- （3）評価について（資料 3）
- 3 その他

司会：名和田委員長

□開会（事務局（自治政策部担当課長））

《会議公開及び写真撮影の確認、委員の了承》

人事異動による職員紹介

（瀧崎総合企画局長、袖山自治政策部長、佐藤職員）

出席職員の紹介（設置要綱第 7 条に基づき関係職員出席）

（対馬担当課長（総合企画局都市経営部企画調整課）、豊村課長（市民・こども局市民生活部市民協働推進課）

1 第 2 回川崎市自治推進委員会の議事の確認

《事務局（自治政策部担当課長）から「参考資料 1-1 第 2 回自治推進委員会議事録」「参考資料 1-2 川崎市自治推進委員会ニュースレターVo1.2 を説明》

名和田委員長

前回の委員会における審議の中で、公契約条例関係の事項と地域防災関係の事項、ソーシャルメディアの活用状況について事務局で確認するという事でしたので、これらにつきまして事務局から説明していただきます。

《事務局（自治政策部担当課長）から「参考資料 2 第 2 回自治推進委員会における確認事項に

ついて」を説明》

名和田委員長

確認事項についてはよろしいでしょうか。

委員会としてお願いしたのですが、とても充実した資料です。今日、配付されていないものについてもいろいろと資料を調べていただき、それについてはご苦労様と申し上げたいと思います。今の件はよろしいでしょうか。

《異議なし》

名和田委員長

本格的な議事に入ります。手元の次第2「委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その2〕」です。今日は全体で今から80分強ございます。本日は前回の第3回委員会から引き続き、個別事項の調査審議として、(1)参加、(2)協働、(3)評価について意見交換をするわけですが、参加、協働についてはそれぞれ30分程度、評価については20分程度という配分になろうかと思えます。いずれも非常に重要な事柄ですが、時間が限られておりますのでそういう目安の下に十分な審議と円滑な進行にご協力いただきたいと思います。

まずは「(1)参加に関する取組」について審議を行いたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

2 委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その2〕

(1) 参加に関する取組について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料1参加に関する取組（第28条～第31条）」を説明》

名和田委員長

ありがとうございました。それでは参加について議論していきたいと思えます。1月の小委員会からいくつかご意見をいただいております、川崎市における参加の事例と他都市における事例についても説明がありましたが、そういった点についてもご意見を頂ければと思えます。ご自由にどうぞ。

小倉委員

パブリックコメント手続が現在行われていますが、まず、パブリックコメント手続がなかった時代と、できてからの何年間で市民の意見の出方がどう変わったかということと、それまではいろいろな意見が市に来ていたと思えますが、その割合や対応の仕方がどう変わったのか。もうひとつは私が関わっていた市民活動推進委員会などでは、ある程度、審議がまとまった段階でフォーラムのような形で関係市民の意見を聴くということをしていましたが、そのようなものが減っていないかどうか。パブリックコメントを聴く段階になると、その計画書案や報告書案はかなり完成度の高いものになっており、そこまでにならない8割方固まったところで意見が言える機会が、パブリックコメント手続ができたことによって減っていないかどうか伺いたいと思えます。

名和田委員長

それはまさに、議題の3番目の「評価」の実践そのもの話ではありますが、大変重要な視点だと思います。即答できないかも知れませんが、まずは事務局としていかがですか。

事務局（自治政策部担当課長）

パブリックコメント手続について、第1回小委員会で過去1年間に手続の対象となった案件の回答、意見の数などを集計して、委員の皆さんに少しご紹介しましたが、年度によって、ま

た、案件によっても、対応、回答の数などにばらつきがあり、統計的な傾向が見えなかったところですが、ご指摘の制度導入の前と後の変化については、統計的に特に把握しておりません。

名和田委員長

同時期に区民会議なども設置されていますが、それらの影響と切り分けるような、統計分析について私は全く暗いのですが。

小倉委員

市民参加型フォーラムの様な、いろいろ案を出してその案に基づいて意見を言って、それを盛り込んで委員会が内容を高めていく手法があります。

事務局（自治政策部担当課長）

「アウトリーチ活動」と言われる部分の取組ですね。

小倉委員

そうした手法の回数が減っていないか、パブリックコメント手続があるからそこまでやらなくていいのではないかということになっていないかどうか、私は懸念しています。

市民側から見たら、実際に顔を見て委員会の方と話をしてそこで意見が言える。それが盛り込まれるかどうかは別なのですが、こういう意見があったということ踏まえて、元の形と変わらないかも知れないし、何かプラスされて変わっていくかもしれません。委員会で気が付かない部分を市民に意見を聴いて、それを次の提言に盛り込んで委員会で検討していくということが結構ありますので、そういう機会がパブリックコメント手続の導入によって、面倒なことなのでやめようと思われているのであれば非常に問題だと思います。もし減っているのならば減らさないで欲しいし、安易な方向に行くためにパブリックコメントを使っていなければありがたいと思います。

名和田委員長

市民の実感としていかがですか。聞いてみたい気がします。特に関わっていらっしゃる分野でパブリックコメントがあるからというふうになるかどうかわかりませんが、意見を求める機会が減っているのではないかとか、増えているのではないかとか、なにかお感じになることはありますか。

恒川委員

つい先だって、市で地域防災計画の見直しに伴うパブリックコメント手続を実施していました。わたくし、市の防災インストラクターをしているので、危機管理室の方から私宛てに意見を出してほしいというような依頼がありました。一般区民の方がパブリックコメント手続に関心を持って書類に目を通し、意見を出すという機会が極めて少ないということを申し上げたいのが一点です。

二点目として、インターネットでパブリックコメント手続による意見の周知・募集を行うというのが今の時代です。行政側から見ればインターネットでパブリックコメントを募集しているということで、やることはやっているということになっていると思いますが、やはりインターネットを使わない人たちもいるわけですから、紙ベースで区役所や市民館で目に訴えるような情報提供というか、何を今やっているかを分からせる仕組みが、パブリックコメントを活かすために大事なことではないかと思えます。

松本委員

パブリックコメントをするためにいろいろ資料を読んで勉強しないと書けないという状況ではハードルが高いと思います。例えば事前ミーティングや皆で意見を出し合いながら、状況を把握してそこで意見を述べることと比べると、一歩引いてしまうような部分もあると感じます。

名和田委員長

他の委員も皆そうですが、松本委員は福祉関係の施策の形成に関わられています。委員会で

まとめた後にパブリックコメント手続にかけられることにはなりますが、その一連のプロセスを見て、先程、小倉委員が提起されたように、全部決まってからパブリックコメント手続をかけているのではないかと、早くから広く意見を聴く機会が減っているというようなことは感じられないでしょうか。

松本委員

今、こういうパブリックコメントをまとめていますという情報が後から入ってくることもあるので、いつもアンテナを張って広い視野で見えていないと出遅れるように感じられます。

名和田委員長

小倉委員の提起に関して事務局として何かありますか。

事務局（自治政策部長）

8年前に自治基本条例制定に携わっていましたので、私からお答えいたします。パブリックコメント手続制度では、その対象となるものを幅広く設定しており、対象の案件に応じて、例えば素案の段階から意見を聴いてある程度構築して、案の段階でまたパブリックコメント手続をするものもあります。実際この資料1に書いてある、自治基本条例の検討過程では、最初の市民の検討委員会の中でも報告書案について意見を聴いて、それをまた素案にまとめて、また意見を聴きました。対象となる事案に応じて、そのように組み合わせるなり、重ねてやることもやってはいますが、形式化してきているかということについて検証していませんが、当時の担当者としてどのように使ってもらいたいかという意味では、そのように考えていました。

名和田委員長

パブリックコメントに議論がやや集中していますが、他にもいろいろありますので、様々な視点からお願いします。

小倉委員

市民委員の公募について、市政だよりで広報されていて、私もいろいろな所で宣伝をして是非応募しましょうと言っていますが、実際に委員会への市民公募を行って来て、市民の応募の数は増えているのか減っているのかよくわからなくて、人がいないから誰かを出させたというような話も聞きます。単に公募委員という書き方ではなくて、審議会というと市民はハードルが高いとか難しいと言って引いてしまうのです。しかし、市民の委員というのは市民の目線から見て意見を言うという役割があると思うので、そういうことを前面に広報に出す方がよいと思うのですが、広報には自分たちの意見をもっと盛り込んでもらうために市民委員があるのですよということがあまりアピールされていなくて、市民委員何名公募、このテーマで文章を書いて出ささいとしか載っていないので、もう少し味付けをして関心を持てるようにしないと、いろいろな市民が応募しにくいと思います。

名和田委員長

実績はどうですか。

事務局（自治政策部担当課長）

実際、前回第2回委員会でお配りしたように平成24年度第2回の市民アンケートの結果でも、65.6%の人が市の審議会や実行委員会に参加したいと思わないなどネガティブに捉えていて、参加のハードルが一番高くなっているということが明らかになっています。

名和田委員長

私が感じているのは、審議会によっては比較的ハードルの高い分野もあるのではないかと思います。他の自治体でそういう経験があるのですが、特に都市計画系の分野はハードルが高いと想像しています。他方で、現場で活動するのが好きという方がいまして、審議会などはあまり出ない人だったのですが、公募ではなく、引っ張られて出てみて、そこで言った意見が活かされるという経験をして、それに参加することは大事だったのだということを知ったとい

う方もいらっしゃいました。

公募という仕組みは確かに重要で、小倉委員がおっしゃったように、たくさん応募が来るような広報をすることは重要だと思います。

それに関連して、川崎市は審議会における女性の数を一定以上にするというようなことはありますか。以前も伺ったことがあるような気がいたしますが。

事務局（自治政策部担当課長）

女性比率に関する指標がございます。今回の資料には取り込んでおりませんが、毎年、指標を掲げております。

小倉委員

川崎市の審議会等における委員の女性比率は、かなり目標には近かった気がします。

名和田委員長

この委員会は、男女比が同じでバランスがいいですね。

恒川委員

先生のお話のとおり、公募と言っても、一般の感覚からいうと高いハードルなのです。どちらかと言えばまず区民会議の委員くらいの公募、これをもっと増やして、地域課題の問題から体を慣らしていくような仕組みが必要なのではないかと思っています。

小倉委員

宮前区では、区民会議の公募は皆さんかなり関心があるのですか。

恒川委員

無いとは言えませんが、もう少しあってもいいと思っています。少なくとも地元の事ですから、地域課題の解決ということで、そのあたりにまず目を向けていただくといいのですが、市の審議会という、ハードルがさらに高くなって、どうしたらいいのかと悩むのではないかと思います。

名和田委員長

区民会議は、区民のためにそういうステップであってもいいと思います。

区ごとに様々な委員会があると思いますが、そちらの公募はたくさんあるのでしょうか。

事務局（自治政策部担当課長）

資料としてはお配りしておりませんが、区ごとに設けている委員会についても、委員の公募を行っているものがございます。

名和田委員長

そちらの方がハードルは低いかもしれませんね。

谷本副委員長

資料1「参加に関する取組について」には、審議会等の市民委員の公募に関する運営状況として、公募委員を含む審議会等の数は70という数字が出ていますが、これは区レベルのものはどれくらいで、局レベルでやっているものがどれくらいなのかという数字は把握されていますか。

時間がないので今日はいいのですが、それに付随して、70という数字、26%が公募委員という数字が高いのか低いのか判断しづらいのです。例えば審議会によっては法令で専門家と義務付けられているケースもあるので、それは市民公募委員が参加する余地はありませんが、それ以外に可能性はあるが市民の公募委員の方には難しすぎるからと言って意図的に外されているケースもあるかもしれないと思うのです。

ですので、今日でなくても構いませんので、後々改善策を考えるにあたって、全体の資料を頂いて、どういうところが公募委員の割合が高いのか、こういう会議だったら市民が参加しやすいという傾向が出てくると思いますし、こういうテーマの時には積極的に使ってくださいと

ということも提示できるかもしれませんので、できればそのデータを取っていただけるとありがたいです。

名和田委員長

公募が認められない審議会があるのでしょうか。児童福祉審議会は公募なしでしょうか。

今のご指摘のデータは考える材料ではあると思いますので、急ぎませんのでお調べいただければと思います。

事務局（自治政策部担当課長）

70の内訳ということで、傾向を確かめるために分析をさせていただきます。

横山委員

今の市民参加の問題ですが、パブリックコメントもそうですが、どなたかも意見されていたように、なかなか周知されていない、伝わっていないという面が結構あるように思います。

図書館や区役所に来た時に関心があれば、何かのパブリックコメントが出ているかなと探することができるわけですが、そうでないと、今何がパブリックコメントにかかっているかなかなか分かりません。市から届けられる広報も丹念に見れば出ていますが、もう少しアピールする方法といいでしょうか、例えば図書館に行ってもコーナーに行けばありますが、目立たないところに置いてある、慎ましく置いてあると言いましょうか、聞かないと分からないところがあります。パブリックコメントには周知期間がありますが、気が付いた時には終わっているということがあります。身近な問題においてすら、そういう状況があるのではないのでしょうか。

もう一点、話の次元が違うかもしれませんが、住民投票の制度についてです。川崎市が政令指定都市では全国で二番目に住民投票を条例化したかと思いますが、先日の東京小平市の住民投票のように川崎市の住民投票は自分たちが市民として参加する時に結構ハードルが高いように思います。川崎市の場合、住民投票条例という形でテーマ設定を考えると市域が縦に長いということも含めて、地域によって自然環境に違いがあり、環境問題で住民投票を考えても全市的に適用されるのは難しい感じがします。その点で住民投票の見直しというか、テーマや運用の仕方、同時に区民会議との関係も含めて課題になると思います。川崎市の地形的、地勢的な状況に適應できるような住民投票の価値というか意義を考えたら、市民参加の面からもの意味があるのではないのでしょうか。パブリックコメント手続も意見を出して終わりという感じで、確かに結果は公表されますが、私も何度か出してみたところでは、だいたいのご苦労様でしたという感じの内容になっている気がして、役に立ったのかどうかと思います。それよりも一票に価値がある、参加したのだという実感が持てる住民投票制度の運用の仕方がもう少し見るとやる気も出てくるのではないのでしょうか。

名和田委員長

私は川崎市民ではないので無責任に意見を言うわけではありませんが、住民投票はまだ実績がないので、やる事自体に意義があるわけではありませんが、大事なことについて1回くらいやって欲しいという思いはあります。

また、これはある意味、地方自治の専門家である市長にも伺ってみたいことですが、以前、宝塚市がいわゆる市民自治というか都市内分権的な仕組みを作った時に、地区ごとに住民投票をするという考えを持ったことがあります。区ごとに住民投票をすることは法制的に可能なのかどうか、政策的に適切なのかを伺いたいと思います。

それから、以前にもお聞きしているかと思いますが、川崎市は住民投票の投票権者を広げていますよね。

阿部市長

18歳以上、外国籍の方も含まれます。

名和田委員長

そこは拘束力がないのを逆手にとっていい試みではないかと思っています。
区ごとにとという考えは無理筋なのでしょうか。

阿部市長

案件をどう絞るかということで、区ごとはあり得ると思います。議会で2/3で決定できるものは、住民投票にかけないで議会で決定する仕組みになっていて、判断が分かれるもので全市に関係するものについて住民投票をするということで、議会の決定を補完するものという位置付けになっています。そうすると、区ごとの判断というのを議会との関係をどのように見るかということです。今、地方制度調査会で区単位の議員を中心に常任委員会をつくるとか、あるいは区議会を設けるとか議論されている最中です。これが、はたして住民自治としていいのか、逆に形骸化してしまって、今の議員のままで区単位の議論してどれだけ実効性があるのか非常に疑問があります。ただ、区単位で項目を絞って、時期をどうするかということで出来ないことはないと思います。特定の区にとって非常に重要な特定の案件という位置付けで行うのであればということです。大きな問題なので、区民会議で議論をして、自分たちで実行するというのは荷が重すぎるので市にやってもらいたい判断に困るというものについて区単位で住民投票というのは考えられないことはないと思います。

名和田委員長

そうですか。それはなかなか面白いことをお聞きしました。

阿部市長

ただ、その場合、区に行政権限があつて区ごとに仕事をやるという、東京都の特別区の形とは違って、市全体の判断の一部分として地域的なものについてやるということです。

名和田委員長

参加に関する議題に割り当てている時間がそろそろ尽きようとしています、いかがでしょうか。

阿部市長

パブリックコメント手続では、確かに条例がきちんとできて制度化されるようになったらある程度内容として固まったものが出ていくという傾向は確かにあります。パブリックコメント手続にかけるかかけないかは非常に重要な政策決定なので、市では政策調整会議というものを設置しており、市長と副市長の揃ったところで決定しています。そうするとちょっとこれおかしいよというもののはねられてしまいます。市長と副市長の判断で完成度の高いものしかパブリックコメントに出ていかないという基本的な制度の問題です。パブリックコメント手続というのは制度化されて重要になったからそうってしまったのです。だから、今の段階で意見を聴いてみようというものがずっと出るような状態ではありません。

名和田委員長

素案についてのパブリックコメントというのはいかがでしょう。

阿部市長

それは例えば自治基本条例を作った時や住民投票条例を作った時は、概要をつくる段階で何回も意見を聴いていますし、検討の段階でも、報告書が出るまでに何回も審議で聴いていますし、条例の段階でも聴いていて、いろいろな段階で聴いています。そういう基本的な枠組みの時はやったのだが、それが今は形ができてしまっているのです。まさに、この委員会で点検するような項目については、だいたい市民に聞きながらやってきた経過があります。ここで判断してこれちょっとおかしいよ、見直ししようではないかという時にもう一回この見直しについてはどうだろうかと市民の意見を聴くような会をここから指導してやっていくという手は一つあります。

例えば区単位で住民投票をやるかやらないかということを議論してみたら非常に面白いのではないかと思います。

名和田委員長

今おっしゃったように区民会議とも関係してきます。区民会議については別の回で審議する予定でございます。参加の議題を終えるにあたって何かございますか。

谷本副委員長

参加を取り上げる時には毎回言っていますが、冒頭にある条文の意図の2つ目に「多様な参加の機会の整備、体系化を図る」ということがひとつの目的、意図として入っているはずなのですが、今既に条文29条、30条、31条というのが制度化されているので、市側もかなり積極的な運用の姿勢を持っていらっしゃると思いますが、むしろ、冒頭で小倉委員に指摘いただいたように、「その他多様な機会の整備」の部分の「多様な機会」が、パブリックコメント手続の制度化によって減っていることで、新しい参加をするメンバーの方々の掘り起こしの機会を無くしている傾向が強いのではないかという印象を受けています。条例できっちり規定されているところばかりにこだわらず、多様な機会をつくっていくというところに目を向けていただいて、そこから参加の場を体系化していく作業をやる必要があるのではないかと考えています。

名和田委員長

小倉委員と谷本副委員長がおっしゃった件で、客観的にはどうなのか、ちょっと調べにくいと思いますが、やっているのかどうかとか、何かうまい検証の仕方があるといいですね。宿題とまでは言いませんが何か名案がありましたら是非お願いします。

阿部市長

委員会や審議会ごとに、どのような人なのか、個人名ではなく、有識者とか、利害関係代表だとか、そういう委員構成の一覧表と市民委員の比率の書いたものを出して、一覧表で見るとおそらくこの会議ではいろいろな意見が出てくると思います。実際、例えば情報公開や個人情報保護法関係の委員会になるとかなり専門的になるので、大学の先生や弁護士が中心になってきて、しかも川崎市民でない人も多くなります。適任者ということでほしい、前任者から推薦を受けて次の人を決めていますので、こういうところに公募市民は入りにくいと思います。

それから、公募市民でも、提案されたことに対して何かひとこと言うとなると大変な基礎知識が必要になって、そこで、実は個人の体験でこうなのだけれどもという発言をして、それはそれでいいのですが、それが本当に汎用性のある、なるほどごもつとも、皆そう思っていますということになるかならないかがポイントです。まさに、市民というのは何十人、何百人の意見でまとまっていたい一つの意見になるわけですから、それを少なくとも百人分くらいを代表している意見なのかどうか重要です。審議会などでも個人の意見と言ったら、それは個人的にこういう解決策がありますねと終わってしまう可能性があります。そこが非常に難しいところです。だから、児童福祉審議会とか、誰もが経験しているような分野については、市民委員は非常に有効ですが、そういう委員会は人選の時から各分野の代表者などを幅広く構成メンバーに入れるよう制度的にできていますので、逆に個別の市民委員が立候補して入ってくるというのも、その委員が所属しているグループの代表者のような人が委員に入ってきているという形です。だから、なかなか難しいです。

名和田委員長

では、他にございますか。

松本委員

幅広い層の参加というところで、この間も20代、30代の女性がなかなか参加できないというところに、子育て中だと、保育の問題や、区民会議にしても、委員さんでもお子さんを連

れてくる方はいらっしゃらないし、傍聴席にもお子さんがいる方が足を運べないので、だいぶ増えてきましたが、例えば子育て支援をするなど考慮して、保育をする機会を設けるとか、もっと参加しやすい働きかけも必要なのではないかと思います。

名和田委員長

それは重要なご指摘です。できれば全部付けたいでしょうが、保育を付けるか付けないは市民への対応として大きな決断だと思います。

阿部市長

それもまたイタチごっこになるのです。最初に意気込んで、保育の対応ができると大々的に宣伝しても、2、3回その対象者が来ずに準備が空振りになると、では希望があったらそうするという話になり、そうなると、結局そういう準備がないから行かないということになる。行政側も手間暇かかりますので、そういうことでは無駄ではないかと言われるので、反対できなくなってきました。

名和田委員長

保育側と参加側に幅広く見込まれそうなものについてはどうですか。

阿部市長

空振りでも準備しておかないといけないような会合もあると思います。それは多分やっていると思います。

名和田委員長

事前に数が目まぐるしく変動することがありますよね。

参加についてはいろいろあると思いますが、よろしいでしょうか。川崎市では、参加という理念を協働とともに重視して取り組んでいらっしゃることが非常に大事だと思います。

今私は、佐倉市で市民協働推進条例の運用に関する委員会をやっていますが、佐倉市では、自治基本条例というのはありませんが、市民協働推進条例がかなり広範な自治の仕組みについての規定をしまして、そこでは、区民会議のような仕組みもビルトインされていますが、協働の仕組みとしての意味合いがきわめて強く、ほとんど参加の話は出てきません。それはそれで一つのやり方ですけれど、川崎市が巨大な政令指定都市として参加を重視していかないと、市民、区民の声に基づいた市政ができないということを自覚されて参加に関する取組を条例に基づいて行っていることは基本的に重要だと思いますので、いろいろこの委員会で議論するような様々な問題点があるにしても基本姿勢としてそこはガッチリしているなと思っています。

(2) 協働に関する取組について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料2 協働に関する取組（第32条）」を説明》

名和田委員長

ありがとうございました。前回の委員会でCSRについて審議いたしましたが、それとも関連する内容となっているかと思います。特に市民委員の皆さんは、各区で関わられている活動を踏まえてご意見いただければと思います。

小倉委員

協働型事業の数が、昨年度168と出ています。これは全て、協働型事業のルール原則となっている協定を結んでいる数ということでよろしいのでしょうか。

事務局（自治政策部担当課長）

各所管が協働事業として報告した数です。

小倉委員

協定書を取り交わしているかどうかは、分かっていないのですか。協働型事業のルールの検

討に委員として関わった私達としては、協定書をお互いに目で見ても、そこにサインをすることで意識が浸透すると思います。協定を結んでいないものも相当数あると聞いていますが、協定を結ぶことによって、お互いの意見を対等に話すとか、責任の分野を認識させるためのものになっています。協定書が無くて、協働だと所管の方から言われても、市民はそこまで認識をしていない可能性があります。区の事業でも協定書を交わしているところとしていないところがあるので、行政の中で見直して頂きたいです。

谷本副委員長

協働型事業のルールを検討していた時にも話題になりましたが、局のレベルでの協働の話と区レベルの協働の話があるということで、ルールに関しては、区のレベルで独自に運用してもらおうよという話でした。区レベルで協定書を結んでいるものといないものがあるという話がありましたが、今日、提示して頂いている区における協働の取り組みという所で、地域課題対応事業というところで全体の予算（5,500万円）の中の一部が協働事業という形でやっていて、取組方法は区によって違います。市民の側もきちんと責任をもってその事業を協働でやっていくならば、協定を結びながら地域課題解決に取り組んでいく事が必要だと思います。段々と、手続き的にこなしてればよいという話になっていきがちであることが懸念されます。ルール策定後、年数も経っているので、理念に立ち返った運用も必要ではないでしょうか。

事務局（自治政策部担当課長）

地域課題対応事業について谷本委員からお話がありましたが、この事業は基本的には区の5,500万円の予算でやっている事業の名称であります。24年度291事業ある中で区民の参加と協働により地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を実施しています。地域課題対応事業自体が参加と協働の精神でやる事業となっていますので、その中の一部というよりは、大半が参加と協働の取組として実施しているものが多いと思います。

恒川委員

そういうものについて、いちいち協定を結ばないということですか。

事務局（自治政策部担当課長）

実際には、協働型事業のルールの168事業に入っているものもあれば、入っていないものもあります。入ってなくても協定を結んでいるものもあります。歴史的経過があるものや、コミュニティと一緒にやってるものなど、いろいろな種類のものがあります。

恒川委員

協働の定義の中にも出ています。協働のルールを一般に分かりやすく整備してほしいと思います。

事務局（自治政策部担当課長）

谷本副委員長や小倉委員が、当時協働のルールを作る時にもいろんな議論があったのですが、6つの原則を掲げて協働型事業だと名乗るからには、その6つの原則に則って進めていくようにと、協働型事業のルールを推奨している経緯がありますが、昨今、地域の中での企業との連携というのもあり、協働が市の定義と違う形で広がりを見せているところもあります。時代状況の変化に対応させながら今後、有識者を交えての議論も踏まえていきたいと思っています。

小倉委員

新しい企業との協働とかではなくて、最初の段階の市民活動団体との協働というところで、きちんとルールにのっとってやれていないことが多いのではないかと思います。必ず、協定を結ばないといけないのではなくても、区による協働でもベースは、6原則だと思います。協定を結ばなくても、担当者と団体が認識しているかどうか。市民側も知らない事が多いと思います。一緒にやっている事はわかっていますが、そういうベースの理念があって、責任をとるこ

とを認識してやっているばかりではないと思います。各区でやっているいろんな事業でも区役所が事務局を持っているものも結構あると思います。主体と主体が一緒になってやっているというよりも一応別々です。まちづくり協議会も区と協働でいろんなことをやります。事務局は、区がもっていて、それが当たり前ではなくて、本来こちらがやるべきことを、今回はこっちがやっているのだとお互いの認識がきちりになっていないとずれてくるのではないかと思います。職員がいろいろ異動していると認識がずれてくることがあります。以前は、研修を必ずやっていました。最近では、協働についての研修をやっている話を聞かないです。現場の区役所の地域振興課に新しく来た方達に協働というのがちゃんと研修に入っているのでしょうか。

事務局（自治政策部担当課長）

市民・子ども局の研修でも取り上げていますし、区役所でも協働に関する研修は継続して行っています。

市民協働推進課長

「協働型事業」や「協働」という言葉が出る前から市民と連携して行っていた事業もありますが、これらは必ずしも協定を結ばないといけないということではないかと思います。6つの原則というものを全部クリアしているものが一番透明性もあるし、入口の段階で、目的を共有し、成果を振り返って、反省材料にして次につなげていけばよいと思います。時代が経つと職員も入れ替わり、薄れていく場合がありますので、協働型の事業を行う時のチェックシートのようなものを作ろうと、まだ検討段階ですが話が出ています。こういうものを作ると相手の市民団体との方とこういう作業をしないと漏れが少なくなるのではないかと。アイデア段階ではありますが、検討しているところです。

小倉委員

協働を進めるためのいいアイデアだと思います。

恒川委員

協働を考えた時に、「まちづくり」における区民自治の中から行政とどう分かりあっていくとよいのかという問題があります。福祉についても地域だけではできません。情報の問題もあります。市民活動団体との協働も大事、そちらの方は協定書というものがあります。地域コミュニティをどうまちづくりに活かしていくかという意味での協働になってくると協定を結ばばよいということではないのではないかと思います。地方分権を進めていくには、自分の住んでいるまちをどう進めていくのか、どうやって顔の見える協働にしていくのが大事だと考えます。

小倉委員

一つポイントとしては、責任をどう取るか、役割分担がきちんとしていけばよいと思います。今までは、協働といいながらも市民の負担が多かったり、行政がやりすぎていたり、お互いに負担や責任を取る形でした。まちづくりでも地域の中でも、これは私達市民がやる、といった話し合いが対等に出来て、話が進んでいくようにしたいというのが協働型事業のルール理念ではないかと思います。途中で方向が変わってきた時に話をしながら調整していくようなチェックポイントが今まで無かったと思います。これをやりながら事業を進めると最後にずれが来ないと思います。協定を結ぶ、結ばないではなくて、そういうスタンスで物事を考えていくと良いと思います。

谷本副委員長

以前協働型事業のルールを作った頃の協働というのは、行政と市民活動団体と二者協働のイメージでつくりました。近年、コミュニティの協働という言葉が使われて、地域の中で行政が関わらない中での市民間の連携だったり、新しい仕組み作りが必要になってきたりしています。そこに行政の方が事務局として関わったりしています。近年仕組み作りがちゃんとできていないように感じますし、それぞれが考える協働のイメージが違うと思います。

横山委員

背景には時代の変化があると考えます。例えばエネルギーの問題で言えば、廃油をディーゼルエンジンに変える取組が協働で行われていて、高津区から全市に広がりつつありますが、そのように新しいジャンルに積極的に関わっていく市民運動もあると思います。また、太陽光発電やガス発電など、市民レベルあるいは地域レベルで発電に取り組むといった運動もあると思います。そういう分野における協働も大きなテーマになって行くと思います。環境分野以外で言えば、ベトナムに自転車を送る取組、これは事業者との連携により放置自転車を修理してベトナムに送っているものですが、そういう取組においても行政との連携が見られます。広く捉えれば、こうした取組も協働であると言えると思います。

協働型事業のルールを策定した段階と比べて、今日では多様な協働の仕方が生まれてきていると思います。協定を結ぶという所に直接関わっていませんが、時代の状況や背景が変わって来ていると感じます。

恒川委員

区民の方がまちづくりへ参加するきっかけができると、次のステップが協働になっていくと思います。区民の方が参加しやすい協働というものに関心を持っていただくことが重要です。平成24年度第2回市民アンケートを見ますと「地域課題解決のために望ましい公共的な役割のあり方」という質問に対して、市民と行政が協働で行うことに44.4%の人が賛成しています。仕掛けをうまくやればもっと発展していくのではないかと考えます。今一度、協働の定義を見直して、多様化したニーズや考え方を再検討する時期にきているのではないかと思います。

小倉委員

協働型事業のルールは、今審議している協働の中のごく一部です。市民活動団体と行政とのいろんな事業形態は、企業と連携する時とは違う不条理な状況があります。そのためパートナーシップを持ってやっていけるようにと市民活動団体に特化した協働型事業のルールを作りましたが、協働の中には一分市民が担って、九分行政が担う場合から、五分五分のものまでいろんなランクがあります。当時、委託契約を結ぶような事業において、市民活動団体が苦慮している事がありましたので、それを解決するためにこのルールで明確化したいと思った訳です。それ以外の部分に対しては、曖昧なままですが、今はそこが活性化してきているので、どういうふうに関わっていけばよいかを明確化する必要があると思います。参加から協働へ見えやすいように体系を作っていく事が必要だと考えます。

名和田委員長

協働は、当初は市民と行政の協働であったのだと思います。しかし、「地域協働」という言葉は、当初からそれとは少し違って、地域の諸団体が連携することを指していたと思います。最近では、「市民協働」という言葉が良く使われますが、行政もちろんその中の一員なのですが、いろんな市民が連携している事を指す場合が多い気がします。地域コミュニティというのは、一定の合意が形成されていて、行政と地域コミュニティの安定した双方が納得するような、また、安定した関係が必要ということで、そうした関係が比較的できやすいかと思うのですが、テーマ型の市民活動団体との協働においては、独自のルール化が必要とされてきたと思います。先程のチェックシートはいいと思います。私は、ある自治体で、行政評価の仕事をしているのですが、特に協働という理念の観点からみて、事後評価をするようになってきています。ある事業は、協働と関係ないとされていても多くの事業で、中味を見ると明らかに区民と協働していると思われるものもあります。しかしながら、担当課の作った自己評価を見ると、この事業は協働とは無関係であるというように書いてあって、驚かされることがありました。やはり抽象的な理念だけ言われても実際の業務の中で何をしたらいいのかの分かりにくいということだと思っています。チェックシートを開発するのは、一見す

ると技術的なイメージがありますが、日々の業務の中で、協働マインドを持つために具体的に何をすればよいのかが示されないといけないと思います。

阿部市長

最近の協働事業の典型的な例は、区役所ごとに協働事業として公募して、出てきた事業に予算を確保しておいて予算を使ってこれをやってください、行政としてはこういうことをやりますというものが増えてきています。先程の放置自転車の例ですが、市役所で整備した放置自転車を送る事になれば、当然行政が関与することになります。送るための費用を負担するのは誰かと言う話が出ます。市が放置自転車を送る際には、市で費用を負担しています。送るためにいろんな手間があって、そこはみなボランティアでやっています。そう意味では、典型的な協働事業になっていると思います。また、美化活動を例に取って見ますと、市民団体などから、バケツやほうきを区役所で負担して欲しいという話が出ると、区役所で用意して貸与することなどもあります。そうした場合には、区役所の職員も当日に美化活動に参加するきっかけになったりします。行政や市民団体が最終的にお互いの持ち味を出し合っ、ある程度継続的にやっていくような事業に仕上げていくことが望ましいと考えます。

協働型事業ルールについて言えば、ある程度協働の形ができ上がっている事業であれば、必ず協定を結ばなくてはならないという訳ではないですし、6原則全てに当てはまらなくてはならないということは無いと思います。

(3) 評価について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料3 評価について（第17条）」を説明》

名和田委員長

ありがとうございました。評価については、小委員会での議論を経て、個別の審議事項として追加されたものです。区役所における独自の評価の取組についても説明がありました。ただ今の説明を受けてご意見を頂ければと思います。区役所では、市民が評価の委員会に参加して意見を言うようなことは無いのでしょうか。

小倉委員

私は、高津区の外部評価委員をやっていますが、学識経験者だけで区民は入っていません。全部の事業を4年位かけて、外部評価をやってきました。5,500万円の関係する分まで内容を細かく毎年7事業ずつくらいを対象に実施しています。評価対象事業の資料は、事前の説明の時にいただいています。区の中で新しい事業を次にどのようにつなげていくか、また事業内容の軌道修正などができています。例えば、同じような事業は統合したり、予算の付け方があまいところはもう少し締めるといった軌道修正です。例えば、「安全・安心」事業では、小学一年生に対してグッズを配るのですが、そのグッズが子どもにとって楽しくないものであったり、すぐ捨てられてしまうようなものであったりもします。それを同じ予算で今の時代に合せて内容を変えるべきではないかというような意見を出しました。事前に書類審査をしたあと、各担当の職員にインタビュー形式で面接をして、その中でのチェックによって対応を改善していくという、ハードルの高い外部評価委員会だと思っています。職員の意識が変わってきて、協働の視点ですとか、環境の視点なども全部入っています。あきらかに協働している部分があることを認識して、各所管で丁寧に対応しています。区の担当者は、この外部評価が7区に広がったら絶対良いと言っているのですが、今のところ、高津区のみで実施しています。

横山委員

PDCAのサイクルを回す時に、一番難しいのがチェックで、チェックしたあと次のアクション

ョンにどうつなげていくかが大事だと思います。4段階・5段階で ABCD の評価だけだとしても、中位の評価になる傾向が強いので、次のステップ、次の反省点にどう結び付けていくのか、見えてきません。次のアクションも従前通りに落ち着いてしまいます。チェックの仕方、どの段階でどういうチェックの方法をとるかが、次のアクションに結びつける時に何が変わったかを明らかにしていただきたいと思います。

小倉委員

ちなみに高津区の評価は、各委員の意見、総合評価と個別評価、各項目で良いところ悪いところ、全体の総合評価、次年度に向けての意見などがホームページで公開されています。

名和田委員長

高津区の協働事業提案選考・外部評価委員会の委員は学識経験者だけですが、市全体の政策評価委員会の中には、公募市民が3人いらして、市民目線でやっていると思いますが、私も別の自治体で委員をしていますが、取り組みやすい評価の仕方を開発しないと、学識だけでやる評価から拡大しないと思います。参加と協働という以上は、市民としても参加し、協働して、その結果どうなったのかを知るべきだと思います。市民も評価するという文化を育む必要があります。ややこしい評価の仕事を取り組みやすくする必要があります。

谷本副委員長

自治基本条例の逐条解説書には、市民に対して説明責任があるとあります。内部で評価されたものをそのままデータで出されても市民の方が消化できないと思いますので、1枚のシートに複数の委員がチェックをしたものを載せて、分かりやすい形に作ったものを公表するのがよいのではないのでしょうか。外部評価したものを市民が見る形の方が分かりやすいと思います。行政が作成した状態のものをそのまま出しても、その事業に人員が何人いてとか、効果がどれだけか等を、市民の方は丹念に追えないので、見せるためのシートをどう作るか尽力していただきたいと思います。

松本委員

私は、学校評価に携わっています。学校評価の場合は、先生たちが自分達の目標に向かって、どれだけ努力をしてきたか、中味が充実したかを評価します。マイナスの評価ばかりしないで、次にステップアップ出来る様にこういうことが出来たとプラスを沢山表に出していくと次につながるのではないかと考えます。良い点を上げることで、努力の成果も出てくるので、見る側もがんばっていると感じます。なので、この街も良くなるのではないかとこの所に繋がっていく気がします。

小倉委員

いい評価は、コメントで沢山いれています。改善したい点もあります。プラス評価でないと皆楽しくないと思います。結果がマイナスになっていても基本的には、職員は一生懸命取り組みもうと思って、事業をやっていますので、そのことを認識しながら評価をしないといけないと考えます。

恒川委員

切り口は違いますが、5月15日宮前区の区民会議全体会で市議会議員の方から、地域課題対応事業費は余っているという意見が出ました。5,500万円しかないお金の中で余らせるのはどうなのかという問題提議がありました。区長の裁量の予算といいながら、余るとするのは区民感情としては、もったいないという気がしています。そういう意味では、区民が区のお金の使い方を評価するシステムについて、考えていかないといけないと思っています。

名和田委員長

事務局にできたら調べておいて欲しいと伺っていたところですが、区民会議での提案事業などの評価について、区民会議へのフィードバックを行っているのでしょうか。

事務局（自治政策部担当課長）

区民会議に結果を報告しているケースが多いと思います。中原区の第3期区民会議では、部会を設けて、地域課題対応事業の評価内容について調査審議し、次年度の事業計画に反映した経緯があります。他の区でも、区民会議への報告として、地域課題対応事業の事業評価書を資料提供することによってフィードバックしているケースがあります。

名和田委員長

区民会議については次回の委員会で審議することとなっていますので、ここで審議を終えたいと思います。最後に市長からコメントを頂きたいと思います。

阿部市長

評価については、政策体系で評価しているので、基本施策など数が少ない所だと直接審議をしていますが、事務事業のレベルになるとどれだけ予算を消化したか、どれだけ事業を完了したかが評価の対象になります。実際に子ども達にグッズを配ったことが成果になっている可能性があります。配ったグッズが良いのか悪いのかという評価についても、それぞれの段階ごとに行っていく必要があります。施策全体としては、市の総合計画の体系があるので、計画そのものが、単純に事業を消化していても最終的には成果が出るような仕組みになっています。100点満点というわけに行かないと思いますが、合格点まではいくようになっています。公表した時に事業全体として達成率が90%と出てくると甘すぎるのではないかという意見が出てくるかもしれませんが、それは予算の消化率であって、ほぼその通り行っていると思いますし、そうしないと予算が余ってしまいます。地域課題対応事業費が余るか余らないかという点で言えば、中途半端な予算額になっている可能性があります。より大規模な事業を行おうと思えば、もっと大きな予算が必要になりますし、行なわないと最終的に予算が余ったりします。枠が大きければ、もっと使うのではないかと思います。

3 その他

名和田委員長

最後に事務局から事務連絡をお願いします。

事務局（自治政策部担当課長）

次回の委員会は、7月18日（木）16:00～18:00に高津市民館の視聴覚室で開催いたします。本日の会議の様子を議事録及びニュースレターとしてホームページで広報いたします。その際に写真を掲載することがありますので、ご了承ください。ニュースレターについては、区役所や市民館で配布いたします。

□ 閉会

名和田委員長

次回は7月18日（木）16:00～18:00に高津市民館で行われます。これで、終了致します。